

参考資料 1 国内でのテロ事件発生に備えた対応について

(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全水道課長通知 平成29年4月26日)

生食水発 0426 第 3 号

平成 29 年 4 月 26 日

各厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{c} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

国内でのテロ事件発生に備えた対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、平成 18 年 10 月 17 日事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」(以下「平成 18 年事務連絡」という。)を貴職宛に発出しているところであり、水道事業者等に対し、事件発生に備えた事前対処として、水道施設の警備等及び情報収集、連絡体制等の確立並びに事件発生時の対処として、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づく迅速な対応等、危機管理の対応について適切な体制整備を求めているところです。また、平成 19 年 2 月に「テロ対策マニュアル策定指針」を策定し、水道事業者等に対してテロの予防対策と応急対策を含めたテロ対策マニュアルの作成についても求めているところです。

今般、これらテロ対策の対応状況について、平成 29 年 3 月に貴職に御協力頂きアンケート調査を実施し、確認したところ、一定程度のテロ対策の推進が図られているものの、例えばテロに対する職員の意識と対応能力の向上を図る教育・訓練などは、多くの浄水場で実施されていない状況にあることから、各事業者においてはなお一層の対応が必要と考えられます。

また、昨今の国際情勢の緊張感の高まりや平成 32 年(2020 年)に第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の開催が予定される中、水道事業におけるより一層のテロ対策の強化が求められています。

については、下記について十分御留意の上、テロ等危機管理の対応について速やかに適切な体制整備を講じるよう、お願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 水道でのテロ対策に関するアンケート調査の結果について

平成29年3月9日付で調査をお願いした水道でのテロ対策に関するアンケート調査の結果を別添1のとおり取りまとめたこと。

第2 テロ事件発生に備えた対応について

第1の調査の結果を踏まえ、また、昨今の国際情勢の緊張感の高まりや平成32年に予定されている第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の開催等にかんがみ、各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、テロ対策の重要性を再度認識し、より一層のテロ対策の実施に努めるべく、平成18年事務連絡（別添2）にて示している対応として、地域の実情に応じたテロ対策の実施を着実に進めるよう、お願いします。

特に、テロ対策マニュアルを未だ策定していない水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、早急に整備を進め、事件発生に備えた事前対処及び事件発生時の対処を早急に行うことができる体制整備を講じるよう、お願いします。

（参考：テロ対策マニュアル策定指針）

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/dl/chosa-0603_06.pdf

参考資料2 不法行為の未然防止のための警備強化について

(厚生労働省健康局水道課長通知 平成16年2月26日)

健水発第0226002号

平成16年2月26日

各厚生労働大臣認可
〔水道事業者〕
〔水道用水供給事業者〕 殿

厚生労働省健康局水道課長

不法行為の未然防止のための警備強化について

標記について、警察庁警備局長より、別添写しのとおり各種警戒警備活動の強化について、指導強化の要望がありました。

つきましては、貴職におかれましても、下記について十分に留意の上、適切な措置をお願いします。

記

ライフラインの自主警備強化

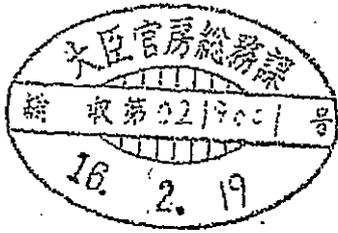
1. 自主警備体制の徹底

施設出入り者の管理、同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底と業務車両、制服等の盗難防止と盗難時の警察への通報

2. 連絡責任者の再確認

警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底

3. 水道施設等における毒・劇物等の保管に対する管理強化

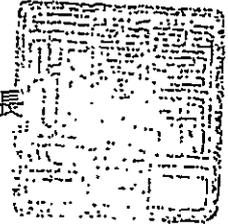


警察庁丙備発第18号

平成16年2月19日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長



不法行為の未然防止に伴う警備協力について (要望)

貴台におかれましては、平素から警察運営に際してご理解とご協力を賜り、深く御礼と感謝を申し上げます。

さて、平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件以降、警察では、国内における重要施設の警戒警備の強化を継続しております。現在、日本国内でのテロを示唆する具体的な情報はないものの国際テロリストは、米国及びその同盟国に対するテロ攻撃を煽動し、テロの標的となる米国の同盟国の一つとして日本を名指しするなど、日本に対するテロの可能性も否定できない情勢にあります。

警察としましては、不法行為を未然に防止するため、あらゆる事態を想定した万全の備えを行うため、重要施設等の警戒、検問の強化等、総力を挙げて警備諸対策を推進しているところであります。

貴台におかれましても、本警備の重要性をご賢察のうえ、各種警戒警備活動を強化することに関しましてご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を採られますよう要望いたします。

厚生労働省に対する要望事項

- 1 自主警備による庁舎管理等の徹底
関係施設（職員の宿舎等を含む）における出入管理の徹底及び不審者、不審物発見時における速報体制の確立
- 2 関係事業者等に対する指導要請
 - (1) 自主警備体制の徹底
事業者による施設出入り者の管理、同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底の指導と業務車両、制服等の盗難防止と盗難時の警察への速報
 - (2) 連絡責任者の再確認
警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底
- 3 N B C テロ対策の連携強化
- 4 水道事業者に対するライフラインの自主警備強化への指導
- 5 病院及び薬局、研究所等における毒・劇物等の保管に対する管理強化の指導

参考資料3 国内でのテロ事件発生にかかる対応について

(厚生労働省健康局水道課長通知 平成15年12月15日)

事務連絡

平成15年12月15日

各 { 厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課

国内でのテロ事件発生に係る対応について

標記については、別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で各都道府県、政令市、特別区長あて危機管理の対応について通知されたところであるが、貴職におかれても下記について十分に留意の上、適切な体制整備をお願いします。

記

1. 事件発生に備えた事前対応

(1) 水道施設の警備等

水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、また、施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努めること。

また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。

(2) 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。

また、給水停止措置等の緊急対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

2. 事件発生時の対応

事件発生時には、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき迅速に対応するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領について(平成9年4月10日衛水162号)」に基づき、ただちに厚生労働省宛報告するようにされたい。